

農地転用許可権限の移譲に関連し「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）」の活用について地域事情を考慮した弾力的な運用措置及び農用地区域の除外要件見直しを求める意見書

農村地域の多くを占める農用地の土地利用については、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）や農地法によって厳しい規制がなされています。人口減少が進むなか、農業・農村の活性化のために優良農地をどのように守り、有効に活用していくのか。また地域の経済や住民の生活を踏まえつつ、地域の発展をどう図っていくべきかの判断を行うのも地方自治体の責任であります。

昨年、臨時国会で成立した改正地域再生法の中では、農山漁村の雇用創出・所得確保のために農林水産業の6次産業化に資する施設等の整備が図られるよう、施設整備用地の農用地区域からの除外や農地転用許可を迅速かつ円滑に行うための農振法・農地法の特例が設けられました。これにより地方自治体が抱えていた課題は一定解消されましたが依然、人口減少傾向が続くなか、残る課題解決に向けて次の2点について、強く要請致します。

記

1 農地転用許可権限の移譲に関連し「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）」の活用について地域事情を考慮した弾力的な運用措置

今回、地方創生戦略の一環として、地方自治体への農地転用許可権限が大きく移譲されることが閣議決定されたことに関連し、平成21年法改正により農振法施行規則第4条の4第1項第27号本文が改正されたことに伴う改正後のガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号。以下「ガイドライン」という。）を改正前に戻し、いわゆる27号計画に基づく農振除外・農地転用が可能な施設については、改正前に認められていた農地の流動化を目的として計画された、工業用地等の「地域の特性に応じた振興を図るために必要な施設（SIC周辺の戦略的土地利用施設等）」まで広く緩和するなど、地域事情を考慮した弾力的な運用措置を求める。

2 農用地区域の除外要件の見直し

地域の営農環境等に支障を及ぼさない一定の要件を満たし、農地を転用することができる場合に限り、農用地区域から除外することができることとなっています。

見直し要請を行う項目は農振除外5要件のうち、第5号「農業基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること」の項目の内容です。この要件項目については、農業振興地域制度に関するガイドラインの中で、農用地の災害を防止することを目的とする事業や農業用排水施設の機能維持及び安全性を確保するために緊急性を伴う事業、いわゆる防災事業等については、この土地改良事業等（農業基盤整備事業）には含まれないと特例的な取り扱い（8年経過の対象外）がなされています。この扱いを下記事案についても同等の事案として取り扱われたく運用見直しを求める。

- (1) 農村集落の住人のための住宅建築及び集落維持のための墓地事業
- (2) 耕作放棄地等を対象とする再生可能エネルギー(生物由来資源エネルギーを除く)の確保のための太陽光発電パネル等設置事業
- (3) その他、屋敷田畑に相当する農用地で、特に農業生産性が乏しいと地方自治体が認めた農用地において行われる雇用創出事業(非農林水産業で地元中小企業の設備投資等)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月26日

内閣総理大臣
農林水産大臣
総務大臣
環境大臣
地方創生担当大臣 宛

長浜市議会議長